

港区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（新規）

本案は、「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、給付の対象となる特定乳児等通園支援事業として確認するための基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

新たな通園制度として児童福祉法に定められた乳児等通園支援事業は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく保護者への新たな給付事業として実施されます。

区の認可を受けた乳児等通園支援事業者に対して、給付費の代理受領ができる特定乳児等通園支援事業者として区が確認を行うための基準を定めるため、条例を制定します。

【条例の主な内容】

- ①適切な環境確保や子どもの意思及び人格尊重などの特定乳児等通園支援事業者に対する一般原則について定めます。
- ②一時間当たり及び一月当たりの利用定員に関する基準を定めます。
- ③子ども及び保護者に対する面談、相談及び援助に関する事項を定めます。
- ④重要事項の掲示、事故発生の防止及び発生時の対応等に関する事項を定めます。

【施行期日】

令和8年4月1日